

日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 承継法人に対する法人税法の適用に関する特例

日本国有鉄道の承継法人が交換により取得する固定資産に対する法人税法の適用に関し特例措置を定めるものとする。

(本則関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)